

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年6月18日

福岡市水道局浄水部多々良浄水場

1. 公募の趣旨

本件は、多々良浄水場排水処理棟に設置している加圧脱水機外修理を行うものである。

本設備は、製作者独自の技術により設計・製作され、本設備を熟知している特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約の件名

多々良浄水場排水処理棟加圧脱水機外修理

(2) 請負契約の内容

多々良浄水場排水処理施設に設置している下記機器について
部品取替修理を行うもの

- ① No.1脱水機 現場動力操作盤含む
- ② No.1濃縮槽 汚泥掻寄機
- ③ No.1排泥池 汚泥掻寄機

(3) 履行期間（予定）

契約締結の翌日から令和8年3月15日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2.(2)の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。

- (3)「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- ア 福岡市内に本店または支店を有すること。
- イ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ウ 常勤の自社社員で、当該設備に精通した技術者を施工に従事する作業員として配置することが可能であること。
- エ 過去において、同種・同規模の修理を国、地方公共団体から直接受注した実績があること。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年6月18日～令和7年7月1日までの（閉庁日を除く。）
毎日、10時00分から16時00分まで

② 配布場所

水道局浄水部多々良浄水場
所在地 糟屋郡粕屋町戸原北二丁目2番8号
電 話 092-938-4810
担 当 浄水第1係 張

③ 配布方法

配布場所において配布する。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年6月19日～令和7年7月1日までの（閉庁日を除く。）
毎日、10時00分から16時00分まで

② 提出場所

(1) ②に同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を書面により通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

水道局浄水部多々良浄水場

所在地 糟屋郡粕屋町戸原北二丁目2番8号

電話 092-938-4810

担当 浄水第1係 張

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の指名競争入札を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。